## 新旧対照表

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理義務)	(管理義務)
第12条 省略	第12条 省略
2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件(規則で	2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、県内に住所を
定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、これらを管	有しない場合においては、県内に住所を有する者に当該広告物又
理する者を置かなければならない。	は掲出物件を管理させなければならない。
3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、第39条第1項第1	
号又は第4号に掲げる者その他これらの者と同等以上の知識を有	
するものとして規則で定める者でなければならない。	
<u>(点検義務)</u>	
第12条の2 第6条第5項(第7条第6項及び第11条第2項におい	
て準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による許可の期間の	
更新を受けようとする者は、あらかじめ、当該許可に係る広告物	
又は掲出物件の安全性について点検しなければならない。	
2 第6条第5項の規定による許可の期間の更新を受けようとする	
者は、前条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者	
<u>を置いているときは、当該管理する者に前項の規定による点検を</u>	
<u>させなければならない。</u>	
[사	

附則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第12条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の愛媛県屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外 広告物を掲出する物件の管理については、改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第2項の規定にかかわらず、その許可の期間に限り、な お従前の例による。